平成２６年（フ）第１７号
青森県八戸市青葉２丁目18番４号　のずきマンション112号室
債務者　水梨　繁雄
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
松江市東本町５丁目７番地　サンライズマンション601
債務者　景山　庄幸
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５号
島根県安来市黒井田町567番地５　レオパレス安来102、前住所鳥取県米子市彦名町397番地４　102号
債務者　三島　直樹
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３０７号
神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目17番６号　ルミエール湘南201
債務者　奥村　祐貴
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６８０号
東京都東村山市富士見町２丁目18―72
債務者　杉村　　薫
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７５５号
東京都町田市鶴間239―１―209
債務者　大塚真由美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７９１号
東京都稲城市東長沼2017
債務者　山口　吉和（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８０１号
東京都中野区上鷺宮２丁目４―６―808
債務者　古澤　裕美
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８０５号
埼玉県さいたま市中央区桜丘２丁目６―４―102
債務者　齋藤由美子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８４０号
東京都新宿区余丁町13―13―104
債務者　中桶　由紀
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８４９号
埼玉県所沢市並木２丁目１―２―710
債務者　播磨　珠里
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８５０号
東京都北区昭和町２丁目７―５―206
債務者　稲川　生子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８５８号
埼玉県八潮市緑町２丁目15―９　シャンス88―202
債務者　山本　　憲
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８６５号
東京都杉並区上高井戸２丁目12―８　上高井戸みどりの里３―14
債務者　末田　玲子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８７３号
東京都世田谷区駒沢４丁目30―７―306
債務者　小木曽実佳
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８７４号
千葉県千葉市稲毛区小中台町659―208
債務者　内山　勝夫
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部